

## ▼大崎町議会会議規則の一部改正

一般質問の活性化を図るため、質問の回数制限を廃止することと、地方自治法の改正により、議員の派遣制度が法制化され、その手続きを会議規則に定める必要があることから、改正を行うものです。

## ▼市町村合併問題調査特別委員会設置される

地方分権の進展にともない、地方公共団体の事務は複雑、多岐にわたり、今まで以上に効率的な行政の運営が求められている。

財政的にも、長引く不況、景気の低迷等により国・地方を含めて極めて厳しい状況が続いている。今後も予断を許さないものと思われる。

これらの厳しい環境の中、住民福祉の増進、生きがい対策等きめ細やかな行政を推進することが、我々議会に課せられた責務である。

一 名 称 市町村合併問題調査特別委員会

二 設置の根拠 地方自治法第百十一条及び委員会条例第五条

三 目 的 市町村合併問題及び広域行政に関する調査

四 委員の定数 本特別委員会は、議長を除く委員十九人で構成する。

五 調査期限 市町村合併問題調査特別委員会は、三に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

## ◎陳情意見書関係

### ▼「義務教育費国庫負担制度」見直しに関する陳情書

市町村合併問題について幅広く調査研究していくことが緊急の課題である。町民と一緒に将

来展望の開ける大崎町の姿を探求するために、特別委員会を設置しようとすることである。

### 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則に則り、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。しかしながら、政府においては厳しい財政状況を理由に、義務教育費国庫負担制度を見直し、これまでに旅費・教材費・恩給費及び共済費追加費用等を国庫負担対象から除外し、さらに学校事務職員・栄養職員だけでなく、教諭等を含めた全教職員の適用除外が行なわれる懸念があり、このような見直しが行なわれれば、地方財政を圧迫するだけでなく、教育水準を著しく低下させる恐れがあり、また、子どもたちの「いじめ」「学級崩壊」など、今日の教育を取り巻く厳しい状況を見るとき、将来を担う子供たちの豊かな教育の推進にも支障を来たすことが憂慮されます。よって、子供たちの健やかな発達を願い、確かな学力と生きる力を育てる教育の推進のため、政府におかれています、義務教育費国庫負担制度の基本理念や経緯・目的を十分ご賢察いただき、同制度の堅持について格段の配慮方を強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年6月26日

鹿児島県大崎町議会

## ▼義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書

## ◎人事案件

### ▼人権擁護委員の推薦について



大崎町仮宿一九七五番地一 小屋健二氏（四十九歳）を推薦することに同意しました。